

令和2年4月17日

生徒・保護者の皆様

高知県立高知丸の内高等学校

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業の延長等について（お知らせとお願い）

令和2年4月16日に、政府は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、東京都など7都府県を対象に発令していた緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に広げることが宣言しました。

このことを受け、高知県知事から新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規程に基づき、県立学校の全面休業の要請があり、すべての県立学校を、5月6日（水）の期間、臨時休業とする通知がありました。

つきましては、このことを受け、本校の対応を下記のとおりとします。

なお、高知県教育長からの通知文を2枚目に掲載していますので、併せてご覧ください。

また、やむを得ず急な変更等が生じる可能性もあります。その場合や今後の自宅学習期間の課題、学校再開等については、これまでどおり学校のHPに掲載して連絡します。

新年度が始動した直後の度重なる臨時休業に、心配の尽きないことと思われませんが、趣旨をご理解いただき、心と身体の健康を第一に過ごすよう、引き続きご家庭でのご協力をお願いします。何か気になる点等ありましたら学校までご連絡ください。

記

- 1 臨時休業期間 5月6日（水）まで延長
- 2 生徒の部活動や正課外の学習活動 4月17日（金）から5月6日（水）まで禁止
- 3 臨時休業中の過ごし方
 - ・臨時休業中は自宅学習期間とします。引き続き、家庭での自主学習や健康管理に努めてください。
 - ・新型コロナウイルス感染の拡大を防止、終息させるための措置であることを理解して、不要不急の外出を控え、基本的に自宅で過ごすようにしてください。
 - ・留意点等の詳細は、4月10日付けの生徒・保護者向け文書で示した「高知県教育委員会 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間中の生徒の過ごし方」を再読してください。
- 4 その他
 - 1) 【運営企画部】
 - ①令和元年度PTA委員の方に、第2回PTA役員会・第3回PTA委員会の資料を送っています。ご質問等がありましたら、4月27日（月）までに担当者まで連絡願います。
 - ②PTA総会は、書面審議をお願いする予定です。
 - 2) 【進路サポート部】
 - ①1・3年次生に配布した「One-Weekトライアル」は、大切に扱い、復習を重ねてください。
 - ②英検・漢検などの検定受検希望の生徒は、今後の日程や対応等については、主催団体のホームページで確認するなど、各自でお願いします。
 - 3) 【事務部】

スポーツ安全保険加入に係る保険希望調査票の提出期限は、学校再開の初日とします。4月8日にお知らせし、16日に変更のお知らせをしたばかりですが、臨時休業の延長に伴う変更をご理解のうえ、準備をお願いします。

各県立学校長 様

高知県教育長

令和 2 年度新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業について（通知）

この度、政府は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、東京都など 7 都府県を対象に発令していた緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に広げることが宣言しました。

このことを受け、高知県知事から新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項の規程に基づき、県立学校の全面休業の要請があり、すべての県立学校を、5 月 6 日（水）の期間、臨時休業とします。

特別支援学校については、引き続き、保護者が仕事を休めない場合等、やむを得ない事情がある児童生徒等については、学校での新型コロナウイルス感染症に対するリスクもご理解いただいたうえで、各学校で受け入れる方向で対応してください。

なお、今後の状況によっては、臨時休業の期間を変更することがありますので、ご注意ください。

記

1 臨時休業期間・対象校

(1) 4 月 17 日現在、休業となっていない県立高等学校（全課程）、県立中学校

・臨時休業期間 令和 2 年 4 月 21 日（火）～5 月 6 日（水）

※ 臨時休業期間に関わらず、準備ができ次第休業することとする。

※ 通信制の添削指導については、可能な範囲で引き続き行うものとする。

(2) 4 月 17 日現在、休業となっている県立高等学校、県立中学校、県立特別支援学校

・臨時休業期間 休業期間を 5 月 6 日（水）まで延長

2 臨時休業期間中の登校日の設定等

① 臨時休業期間中の生徒の学習状況の確認や健康指導等を適切に行う観点から、登校日を設定することも可能とします。その場合は、例えば、生徒を学年に分けるなど分散し登校させ、人が密集しない環境を確保する等、感染拡大防止の措置をお願いします。

② 学校の寄宿舎については、登校日等の設定もあることから、感染防止対策を講じたうえで、生徒が利用できるよう学校の寄宿舎は閉鎖しないこととします。

③ 今後、感染者の確認状況によっては、登校日の設定を取りやめる場合もあります。

3 臨時休業対象校の児童生徒への対応

① 臨時休業中の児童生徒は自宅学習期間とします。

なお、やむを得ない事情で生徒を登校日以外に登校させる場合は、必ず個別対応とし短時間で実施してください。

② 臨時休業の準備期間を活用して、今後の感染拡大を終息させるため、また何より子どもたちの健康・安全を第一に考え、併せて高校生という若い世代がウイルス感染に関して家族や社会に与える影響等も含めて臨時休業を行うことの意義を伝え、休業期間中の生活行動などについての指導をお願いします。また、感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別、いじめなどにつながる行為等がないよう、重ねて指導をお願いします。

4 生徒の部活動等について

生徒の部活動や正課外の学習活動は、4 月 17 日（金）から 5 月 6 日（水）まで禁止することとします。

【担当】高知県教育委員会事務局

高等学校課 山中、岩河（088-821-4907）

特別支援教育課 濱口、吉井（088-821-4741）

保健体育課 北村、廣田、池知（088-821-4928）